

③ 本地域内のタクシー・ハイヤー

本地域内に事業所のあるタクシー・ハイヤー事業者の乗務員の状況は、高齢化が進んでおり、60代以上の乗務員が全体の75.6%となっています。

表 3-12 本地域内に事業所のあるタクシー・ハイヤー事業者

事業者名	所在地	乗務員数						合計
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
丸北ハイヤー有限会社	夕張市	0	0	0	0	6	0	6
夕張第一交通株式会社	夕張市	0	0	0	1	4	0	5
岩見沢小型ハイヤー株式会社	岩見沢市	0	0	1	7	14	20	42
岩幌交通有限会社	岩見沢市	0	1	1	3	9	5	19
日の出交通株式会社	岩見沢市	1	2	8	5	15	8	39
北交ハイヤー株式会社	岩見沢市	0	0	4	13	33	39	89
昭和ハイヤー株式会社	美唄市	0	0	0	1	10	4	15
美唄交通株式会社	美唄市	0	0	0	0	2	3	5
株式会社美唄自動車学校	美唄市	0	0	0	2	3	7	12
有限会社新和ハイヤー	南幌町	0	0	1	0	3	0	4
有限会社由仁ハイヤー	由仁町	0	0	0	0	1	3	4
株式会社高田モータース	長沼町	0	0	4	5	2	2	13
株式会社栗山ハイヤー	栗山町	0	0	0	2	5	2	9
有限会社アオヤナギ観光バス	月形町	0	0	0	5	6	2	13
合計		1	3	19	44	113	95	275

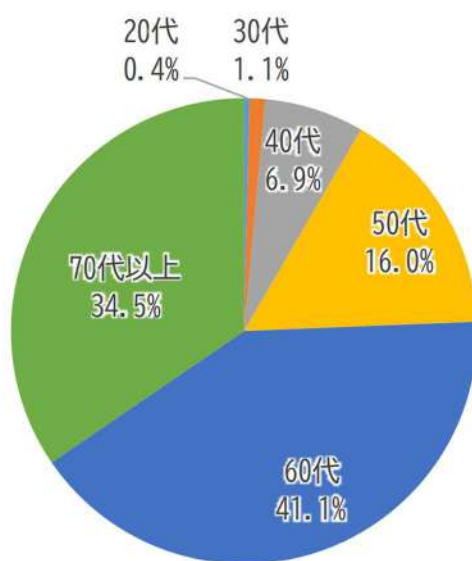


図 3-41 運転手の年齢構成比

(2) 各市町で実施している移動支援策

各市町では、スクールバスの運行や高齢者移動支援などの住民の移動支援に係る取組を実施しています。

地域で生活し続けるにあたって必要不可欠な移動の支援ですが、令和4（2022）年度実績で1億円近くの費用を要している市町もあり、今後も住民の生活圏交通を支える施策として継続していくためにも、各市町で住民ニーズに応じた効率的な移動支援の検討が必要です。

1) 夕張市

表 3-13 夕張市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
敬老乗車証	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：70 歳以上 ・市内の公共交通を 1 回 100 円で乗車できる制度（夕鉄バス、デマンドバス、スクールバス混乗便） ・敬老思想の高揚と高齢者の福祉増進を図ることを目的としている。 	6,000
タクシー代金乗車補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は路線バスが運行していない、十三里、滝ノ上、楓、登川地区において次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①65 歳以上の方 ②65 歳未満で、自動車運転免許を保有していない方 ③その他、紅葉山地区までの移動が困難と認められる方 ・利用可能区間 ①十三里、滝ノ上～紅葉山の区間 ②楓、登川～紅葉山区間 ・利用可能区間において、市が指定するタクシーを利用した場合、利用料金を 300 円として、差額を市が負担する。 	1,600

2) 岩見沢市

表 3-14 岩見沢市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
福祉タクシー利用料金助成	・重度の下肢障がい・体幹機能障がい・視覚障がい・脳原性運動機能障がい（移動機能障がい）の身体障害者手帳を持つ市内居住の方に助成	2,107

3) 美唄市

表 3-15 美唄市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
福祉タクシー料金助成	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する在宅の重度障がい者に対し、市内の営業用タクシーを利用する際の料金の一部を助成 ・常時車いす等を使用するため必要と認められる方については、リフト付タクシーも対象 ・助成券を年間 12 枚交付 	395
高齢者等移送サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり等で要介護 3～5 または重度障がい（身障手帳 1・2 級）の方々が車いすや寝たきりのままでも移動ができるよう外出支援を行うことにより、適正な通院機会の確保と社会参加の促進を図るため、リフト付き車両を運行 ・利用料は 1 回につき 300 円、月 4 回換算で年間最大 48 回利用できる受給者証を交付 	804
スクールバス運行維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の運行（車両台数 13 台） 中央小・美唄中 11 台 東小・東中 2 台 ・学校行事時の運行 登下校の運行に支障のない範囲で、学校要望に応じて特別運行として対応 	71,216

4) 三笠市

表 3-16 三笠市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
高齢者バス利用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：70 歳以上（自宅の最寄りのバス停から市立病院最寄りのバス停まで片道 200 円を超える者） 助成金額：年間 52 枚の回数券（自宅の最寄りのバス停から市立病院最寄りのバス停まで片道 200 円を超える額の回数券） 市内移動のみ使用可能 	2,095
福祉タクシー券助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者： <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳下肢・体幹機能障害者 1・2 級、視覚障害者 1 級、腎臓機能障害者 1 級で通院のため路線バスを利用している方 ②被爆者健康手帳の交付を受けている方 ③70 歳以上の在宅家で自宅から最寄りのバス停留所まで 2km 以上で車や運転免許証を持っていない方 助成金額：基本料金分 年間利用券 48 枚 	230
スクールバス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：三笠小学校通学児童のうち、三笠小学校以东で片道通学距離が 2km 以上の児童 	10,458
児童館来館支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：岡山小学校児童館登録児童 	956
遠距離通学児童生徒交通費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：通学距離小学校 2km、中学校 3km を超えて通学する児童生徒 ※就学援助要保護者、準要保護者やスクールバス利用児童は除く 助成金額：バス定期券料金（年間 3 か月定期券料金×4） ※バス路線が無い区域の場合、通学距離をバス路線に換算 	870
遠距離通勤助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者： <ul style="list-style-type: none"> ①三笠市、岩見沢市、美唄市、月形町、新篠津村、奈井江町、栗山町、浦臼町、南幌町、砂川市以外に通勤する者 ②週の所定労働日数が 5 日以上であること 助成金額：基準額から対象者が現に受給している通勤手当を差し引いた額を三笠市商工会が発行する商品券で交付する（1,000 円未満切捨て）※月額 10,000 円を上限 	1,717
高齢者外出支援助成事業 (R5 年度から事業開始)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：4 月 1 日現在、市内に住所を有し、翌年 3 月 31 日までに 70 歳以上となる者 助成金額：帰宅時に月に一度、タクシー代初乗り運賃相当分（550 円）の助成を実施（1 枚の額面 200 円） ※助成額 年間 6,600 円 	-
高等学校寄宿舎生徒支援事業 (R5 年度から事業開始)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：寄宿舎で生活する三笠高校生 助成金額：最寄りのバス停から岡山地区までのバス運賃分を北海道中央バスのバス回数券で交付 ※助成額 バス運賃×往復×月 2 回 	-

5) 南幌町

表 3-17 南幌町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
南幌町高齢者運転免許証自主返納支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：南幌町に住所を有し満65歳以上であること、平成29年(2017年)4月1日以降に自主返納した方、町税等を滞納していない方、施設等に入所していない方 対象者本人が利用するハイヤー小型車又は普通車の1区間の基本料金及び南幌町オンデマンド交通運賃を3年間支援。 利用券の交付は1年間において対象者1人につき1冊24枚。 	520
福祉ハイヤー利用料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：本町に住所を有し、身体障害者手帳1・2級及び3級の一部と療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者。 1回の乗車につき、ハイヤーの1区間の初乗り料金分又はデマンド交通1回乗車の料金分を助成。1回の乗車につき1枚の利用。※申請により福祉ハイヤー等利用券を交付。最大24枚。 	515
障がい者自立促進交通費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい回復者が在宅生活をし、自立促進のために公共交通機関を利用して通所している場合に、その交通費の一部を助成。 ※通所：障がい者の自立促進を援護する団体又は個人が運営する施設等へ通うこと。 	513
人工透析者等通院交通費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けており身体障害者手帳をお持ちの方、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱による医療受給者証をお持ちの方 ビューローから北海道内の医療機関(町内を除く)の所在する市町村までの往復に要する通院交通費の一部を助成。 	87
移動支援事業(車両移送支援)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：在宅の肢体不自由児・者。車椅子等を利用しなければ移送が困難な者。 バス、タクシー事業によって十分な移送サービスが困難で、屋外の移動に困難がある障がい児・者に、外出のための車両移送費を助成。 	101
通学バス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：小中学生 スクールバス3台3路線で運行(登下校等) 	18,350

6) 由仁町

表 3-18 由仁町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
地域間交通試行的運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌圏への交通手段確保のため、予約制デマンドバスの実証運行を実施 ・対象者：町民、その他町内に日常の用務を有する者 ・利用料金：500円（福祉割引設定あり。小学生以下250円、未就学児無料） 	6,001
デマンドタクシー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅と役場、町立診療所等を結ぶデマンドタクシーを運行 ・利用料金：1乗車につき対象者①250円、②③100円 ・対象者：公共交通機関がない地域（川端・東三川・岩内・山楸・中三川・本三川・熊本の一部）に居住し、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上で1人で乗降できる方 ②自ら運転免許証を返納された方 ③身体障害者手帳をお持ちの方 	2,917
妊産婦安心出産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：町内在住の妊産婦 ・妊娠期、分娩時、産後の受診に係る交通費の一部を助成（上限16回） ・助成金額 1,430円/回の3分の2を助成 	226
スクールバス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：小中学生 ・児童生徒の登下校のため、全8路線を運行（運行台数：8台） 	61,044

7) 長沼町

表 3-19 長沼町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
スクールバス事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：小中学生 ・児童生徒の登下校のため、運行台数7台を運行 	52,522
デマンドバス	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：制限なし ・町内及び町外への移動手段として4路線を運行 ・大人200円（中学生以上65歳未満）、65歳以上及び小児（小学生以下）100円 	35,167
福祉有償運送事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：事前申し込みのあった町民 ・事業費用分を支出 ・走行距離1km毎に100円 	3,055
路線バス補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・長沼町関係バス路線に対する補助金 	2,748
運転免許自主返納支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：自主返納者 ・タクシーチケット（550円×24枚）を一冊とし、返納から3年間毎年一冊ずつ配布 	1,055

8) 栗山町

表 3-20 栗山町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
運転免許自主返納支援助成	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：65歳以上の町民 ・ハイヤー利用券又は町営バス回数券を交付（3年間） ・助成金額：（1）～（3）のいずれか <ul style="list-style-type: none"> （1）ハイヤー利用券（初乗り料金×24回） （2）ハイヤー利用券（初乗り料金×12回） +町営バス回数券（1,000円×7冊） （3）町営バス回数券（1,000円×14冊） 	1,801
福祉ハイヤー利用料金助成	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：住民税非課税世帯で、①身体障がい者手帳1級又は2級の下肢、体幹機能または視覚障がいの方、②身体障がい者・児であって、人工透析患者、③療育手帳A判定の方 ・初乗り利用料分のチケット交付（1回の利用につき2枚を上限） ・助成金額：550円×年間24枚 	208
妊産婦健診・出産時の交通費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：栗山町に住民登録がある妊産婦 ・妊婦健診時、出産時、産婦健診時に受診した回数分（17回以内）の交通費を助成 ・助成金額：交通機関または自家用車利用 1回（往復）1,430円 ハイヤー利用 1回上限1万円 6回まで 	732

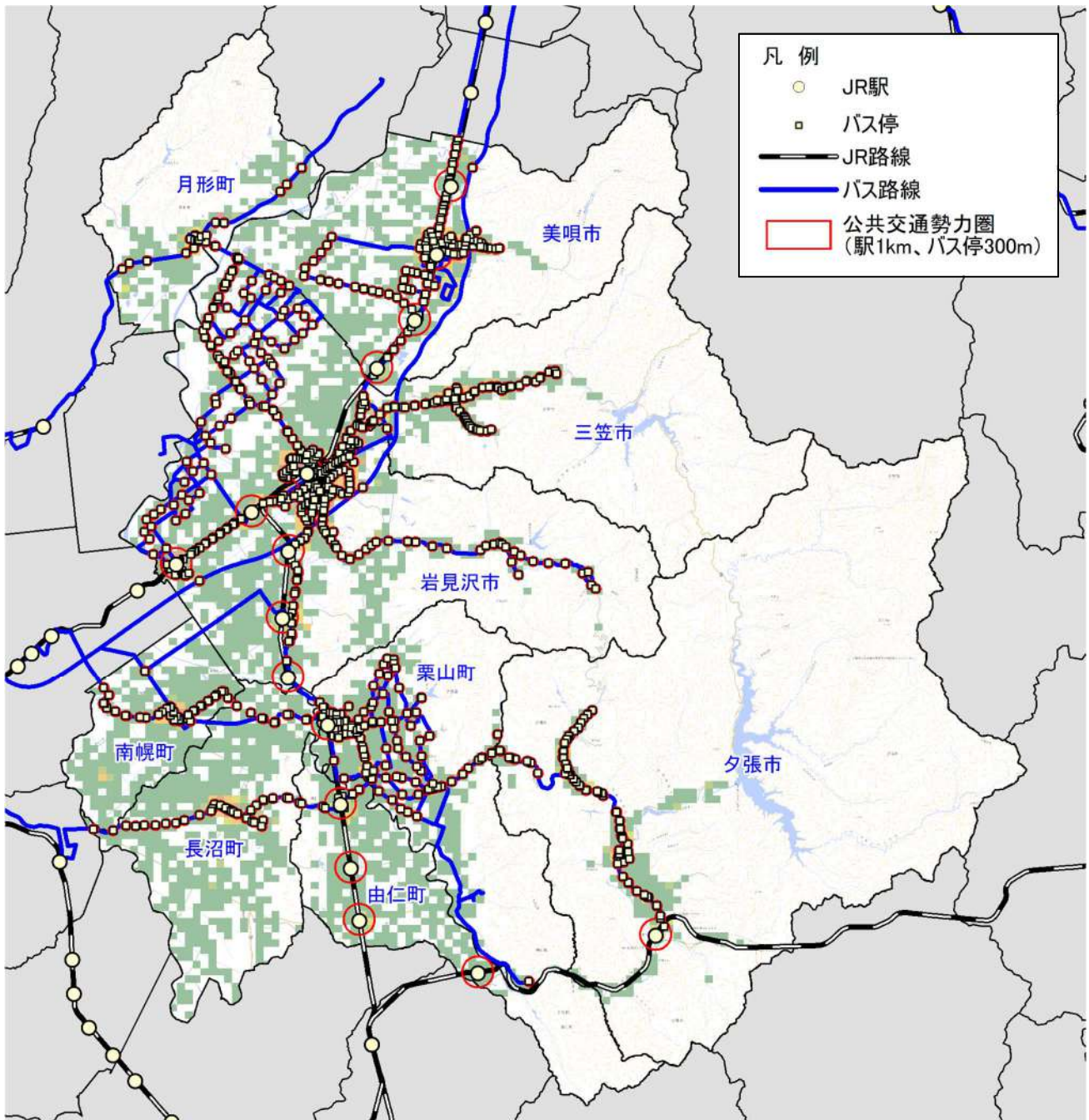
9) 月形町

表 3-21 月形町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
月形町ぬくもり福祉券交付事業	・70歳以上の町民に町内各施設等、交通機関（札沼線バス、ハイヤー）で使用できる福祉券を交付（10,000円/人）	2,079
月形町訪問看護利用者交通費助成事業	・訪問看護サービス利用者へ交通費を助成（600円/回（12,000円/月）上限）	41
月形町子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成事業	・町外施設に通所する児童等へ交通費の一部を助成 ・JR又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の2分の1の額 ・自家用車等での移動の場合： 自宅から町外の施設（札幌市を除く）まで往復1,000円 自宅から札幌市の医療機関まで往復1,500円	265
月形町人工透析通院交通費助成事業	・じん臓機能障がい者に対し、交通費の一部を助成 ・JR又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の2分の1の額 ・自家用車等での移動の場合： 自宅から町外の施設（札幌市を除く）まで往復1,000円 自宅から札幌市の医療機関まで往復1,500円	513
月形町妊婦妊産婦健康診査通院等支援事業	・月形町妊婦妊産婦健康診査及び出産に係る通院交通費を助成（1,540円/回）	117
月形町乳幼児法定予防接種通院交通費助成事業	・法定予防接種を受ける乳幼児等へ交通費を助成（1,000円/日）	160
月形町乳幼児医療機関通院交通費助成事業	・町外の医療機関（歯科・調剤薬局を除く）に通院する乳幼児等へ交通費を助成（1,000円/日）	709
月形町高齢者等運転免許自主返納支援事業	・高齢者等で運転免許証を自主返納したものに経歴証明書の手数料分と20,000円分の商品券を配布	246
月形町人づくり振興協議会	・月形高校へ通学する生徒へ交通費を助成（実費交通費の1/2）	2,556
スクールバス運行事業	・町内の交通確保のため、住民の一般混乗が可能なスクールバスを運行（3路線）	17,235
日常生活機能対策乗合バス事業（月形浦臼線）	・バス運行事業者に経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	9,860
日常生活機能対策乗合バス事業（月形当別線）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	8,409
日常生活機能対策乗合バス事業（ニューしのかつバス）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	750
日常生活機能対策乗合バス事業（中央バス月形線）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	710
夜間送迎ハイヤー使用料	・月形当別線（下り）最終便以降の交通手段として夜間に利用するハイヤーの乗車費用を全額助成する。対象者は月形当別線の月形当別間の定期券を購入している方とし、北海道医療大学駅から各バス停までの区間が対象とする。	13
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業（ハイヤー事業）	・町内に事業所を有するハイヤー会社の運営費の一部を補助する	2,500
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業（定額ハイヤー事業）	・75歳以上の高齢者、70歳以上で免許を有しない高齢者、障がいを持っている方等を対象に、自宅から目的施設までを定額運賃で乗車できるように助成を行う。	1,411

(3) 公共交通サービスの利用しやすさ

本地域を定時定路線型で運行している幹線交通、広域交通及び生活圏交通を自宅から最寄りの駅やバス停まで歩いて利用できる住民は、全人口の 76.1%であり、23.9%は利用することが困難な状況です。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) 及び各運行事業者の保有データをもとに作成

図 3-42 公共交通の勢力圏

公共交通勢力圏： バス停から半径 300m 以内、駅から半径 1km 以内を公共交通サービスが利用しやすい地域として定義